

## 技術的最適案提出者決定基準

### 1 技術的最適案提出者決定の考え方について

- (1) 技術点の内、必須項目を満たさない者は失格とする。
- (2) 技術点と価格点の合計（以下、「総得点」という。）が最も高い者を技術的最適案提出者とする。
- (3) 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を技術的最適案提出者とする。
- (4) 上記（3）で技術点と同点となる場合は、審査員が合議のうえ、審査委員長が技術的最適案提出者を決定する。

### 2 総得点について

- (1) 総得点は200点とする。
- (2) 総得点の割合は、技術点と価格点の割合＝1：1とし、その得点は、それぞれ技術点100点、価格点100点とする。

### 3 技術点について

- (1) 技術点は技術評価項目の加点項目に基づき、採点する。
- (2) 加点項目については、次のとおり評価をする。
  - ア 極めて優れている・・・5
  - イ 優れている・・・4
  - ウ 普通・・・3
  - エ 劣っている・・・2
  - オ 非常に劣っている・・・1
- (3) 配点は技術評価項目書のとおりとし、配点別評価点は次のとおりとする。

| 3（2）の評価基準  |      |     |     |     |    |
|------------|------|-----|-----|-----|----|
| 評価         | 5    | 4   | 3   | 2   | 1  |
| 配点に対する乗算割合 | 100% | 75% | 50% | 25% | 0% |

- (4) 技術点は項目ごとに審査委員の平均値を算出した合計を採用する  
項目ごとに小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する

### 4 価格点について

- (1) 価格点は、次の式により計算した点数を与える。

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{提示価格} \div \text{委託上限額})$$

- (2) 評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 提示価格が委託上限額を超えた価格を提示した者は失格とする。
- (4) 提示価格が最低制限価格相当額を下回った者は最低制限価格相当額を提示価格とみなし、点数を与える。

**【最低制限価格相当額の算出方法】**

| ①       | ②      | ③                            | ④                              |
|---------|--------|------------------------------|--------------------------------|
| 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて<br>得た額 | 一般管理費等の額<br>に10分4.8を<br>乗じて得た額 |

- ※ 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。
- ※ 最低制限価格相当額の算出に当たっては、上記①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数処理後の額に100分の110を乗じることとする。

**5 低見積価格調査について**

- (1) 提示価格が最低制限価格相当額を下回った提案者が、技術的最適案候補者となった場合は、提示価格の調査を実施する。
- (2) 調査は、別紙「低見積価格調査制度実施基準」に基づき、実施する。
- (3) 調査の結果、技術的最適案候補者を失格とした場合は、次の順位の者を技術的な最適案提出者とする。
- (4) 次の順位の者の提示価格が最低制限価格相当額を下回った場合は、上記を倣うこととする。
- (5) 調査の結果、技術的最適案提出者がいなくなった場合は、二次選定を終了する。